

## 令和3年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和3年6月18日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場  
議場において9時56分開会した。

1. 開 議 令和3年6月18日 9時57分

1. 閉 議 令和3年6月18日 14時33分

1. 散 会 令和3年6月18日 14時33分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝  
教 育 長 豊 田 昭 裕  
富田事務所長  
兼農林水産課長 古 守 繁 行 日置川事務所長 石 田 健

総務課長	愛須康徳	税務課長	岩城祐朗
民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	会計管理者	玉置孔一
消防長	久保道典		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 1. 会議に付した事件

日程第1

### 1. 会議の経過

#### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第2回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

#### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布しております。

本日は一般質問4名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、ご了承のほどお願いいたします。

本日、議会散会後に議会運営委員会の開催を予定しておりますのでよろしく願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

#### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い致します。

これより本日の会議を開きます。

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順5番、13番堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は45分です。

質問事項は防災対策についてであります。

それでは、防災対策についての質問を許可します。

### ○議 長

13番 堅田君（登壇）

### ○13 番

おはようございます。ただいま議長から発言のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

私は今回の質問については、防災についてお伺いしたいと思っております。

まず最初にお尋ねいたします。令和3年4月から総務課危機管理室から地域防災課を設置することになりましたが、なぜ今設置することになったのか、国・県からの指導などがあったからなのか、お尋ねします。

また、地域防災課内には防災まちづくり係と、地域防災推進係の2つがありますが具体的な業務内容について答弁を求めます。

### ○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

### ○番 外（町 長）

ただいま、堅田議員から、新たに設置した地域防災課に関するご質問をいただきました。

このことに関しましては、昨年11月に開催されました全員協議会におきまして、課の設置に向けての取組状況をご説明申し上げ、近年増加しております自然災害への備えと地域からの多様な要望に対応するため、2つの係を配置した地域防災課を本年4月に設置したものでございます。

設置に当たっては、国や県からの指導や通達があったものではなく、町として行うべき自然災害への対応や、今回の新型コロナウイルス感染症等への取組なども含め、様々な面で各課の連携を充実させ、総合的な防災力を強化することを目的として、町独自に検討を重ね取組を進めてきたものでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、地域防災課におけます各係の業務内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

### ○議 長

番外 地域防災課長 木村君

### ○番 外（地域防災課長）

地域防災課におけます各係の主な業務内容についてご説明をいたします。

まず、防災まちづくり係では、地域防災計画や水防計画など大規模災害に備えた各種計画の策定や、備蓄物資、資器材の管理など、ソフト面に関する業務を主に行っております。

また、地域防災推進係では、津波避難タワーや防災行政無線などの施設整備や各自主防災組織との連携、防犯や交通安全施策といった業務を主に行っており、台風接近時の対応や新型コロナウイルス感染症に関することなど、広範囲にわたる対応が求められるものにつきましては、係を越えて連携し、取組を行うこととしております。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

ただいまの木村課長の説明では、大規模災害などに備えた各種計画や施設整備、各種防災組織との連携などを主に行うということですが、当地域において、災害といえおおむね100年から150年に1度起こると言われている南海トラフを震源とする巨大地震ですが、専門家の発表では、将来の発生規模はマグニチュード8から9クラスの地震が、30年以内に70%から80%の確率で起こると言われています。関西では阪神大震災、10年前には東日本大震災などの巨大地震、また、日本各地で地震が発生し、大きな被害が出て今もお避難生活を強いられている方々がいると聞きます。

そんな災害から国民を守るために、国や県では建物の耐震診断や耐震補強の助成金などを用意しています。当町でも地震による津波災害に対応するため、数年前より避難タワーや避難ビル、救命艇の設置や避難所への整備も進められてきたところです。こういった大きな災害はどこまで対策をすればいいかということになりますが、あれもこれもとなれば財政的にも限界があります。

一方、地球温暖化の影響と言われる気候変動により、台風の大型化による暴風や大雨、線状降水帯と言われる列をなした積乱雲が次々とやってきて、時には停滞、また数時間にも及ぶ雨雲の通過による河川の増水や洪水、土砂災害など、防災としては対応していかなくてはなりません。このほかにも急傾斜地、ため池災害、海岸防災、また火災、そして現在進行中の新型コロナウイルスも災害に入ってくるものと考えています。

この防災については、第2次白浜町長期総合計画の第5章にある「快適で安心・安全なまちづくり」の中で、「台風や大雨などによる河川の氾濫時における水防災体制を強化するとともに浸水や排水対策に取り組みます」と書かれてあります。また、白浜町都市計画マスタープランには、富田川や日置川を中心とした河川や海岸の一部が重点水防箇所指定されていて、「国・県と連携した河川改修事業や海岸保全事業の推進を図るとともに、重点水防箇所の巡視・点検などを行うなど、適切な河川・海岸防災対応に努めます」とあります。

土砂災害防止対策には「土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害危険箇所においては災害防止のための安全対策を促進します」とありますが、今までどんな対策を講じてきましたか。答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、堅田議員より、土砂災害の防止に関する今までの対策ということで、ご質問い

いただきました。

白浜町の防災・減災対策としましては、町だけではなく国・県とも連携しながらソフト事業やハード事業に取り組んでいるところであります。県事業ではありますが、二級河川の富田川、日置川の各水系におきまして、平成29年度、平成30年度に河川整備計画を策定し、現在その計画に基づき、河道掘削及び護岸整備が実施されているところでございます。また、各支流につきましても計画的に整備工事が実施されてございます。

海岸につきましても、中大浜の護岸補強や白良浜護岸、海沿い県道への越波対策など防災・減災対策に努めているところでございます。

次に、土砂災害防止対策といたしましては、地元の要望を受け、砂防事業や急傾斜事業等を実施しており、近年では、湯崎地区、富田地区において急傾斜事業が実施されてございます。

また、住民の皆様にご自分のお住まいやその地域にはどのような土砂災害の危険性があるかを知っていただき、少しでも防災意識を高めていただくことを目的に、土砂災害ハザードマップを令和元年度から作成し、令和3年5月の町広報にて白浜町全戸へ配布したところでございます。

以上です。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

建設課長の答弁にあったように、ゴールデンウィークに「土砂災害ハザードマップ」と「白浜町 富田川洪水ハザードマップ」が各地域に配布されました。

まずはこのハザードマップという言葉の意味ですが、自然災害による被害を予測しその被害範囲を地図化したものとされています。地図に色分けされたり、分かりやすく範囲を示したりしているということです。私の住む堅田地区は、富田川の洪水対象地域だからハザードマップが配布されており、洪水の影響のない地域に配布されているかどうかは確認できていませんが、この洪水ハザードマップ作成には、令和2年2月に県が公表した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図で作成されていますが、その設定総雨量が富田川流域の24時間で838ミリとされています。この838ミリという雨量、どのくらいの雨量なのかちょっと想像できないのですが、近年において白浜町で838ミリ、もしくは相応の雨量はあったかどうかお尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

まず、富田川洪水ハザードマップにつきましては、議員がおっしゃられましたように、県が令和2年2月に公表いたしました洪水浸水想定区域図を基に、地元町内会とも協議をさせていただきまして、避難場所や避難ルートを示し作成したもので、浸水が予想されている地域の皆様に配布をさせていただいております。

ご質問の想定最大規模降雨に関しましては、過去に富田川流域で観測されたものではなく、水防法に基づき県が洪水浸水想定区域図を策定する段階で、1年間に発生する確率が千分の

1程度に相当する大きな降雨量として算定されています。具体的には、全国の降雨の特性が似ている地域を15地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量をもって、対象となる河川ごとに換算し算出されており、富田川に関しては24時間当たり838ミリと算出されているものとございます。

なお、近年の白浜町の降雨状況を見ますと、南紀白浜空港に設置されています雨量計では、紀伊半島大水害をもたらした平成23年の台風12号による降雨で、24時間当たり346ミリ、平成29年10月の台風21号による降雨で、312ミリを記録しているところとございます。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

県の想定最大規模降雨の838ミリという数字は、今答弁にありましたように1年間の間に発生する確率が千分の1程度の大きな降雨ということですが、近年の台風では、今課長の説明があったように、838ミリの半分以下の雨量で大水害を起こしていたと考えれば、相当な被害が出ると考えられます。

この富田川流域では過去何度も洪水が起こり、甚大な被害が出ました。過去においては、伊勢湾台風や第2室戸台風がそれです。白浜町だけじゃなく上流の上富田町でも治水には力を入れてきたところですが、現在の白浜町内の区間において、富田川の洪水や破堤のおそれのある地点があるのか、また、その地点への対応はどのようにされているのか答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

議員からご質問をいただきました。

富田川では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われており、現在まで河川整備等、様々な取組を行ってきました。ご質問をいただきました富田川の洪水や破堤についてでございますが、被害は富田川の増水や内水の影響などの要因が重なって発生するものであり、気象や住環境など日々変化している中で、場所を特定することは非常に困難でございます。

昭和38年5月の集中豪雨や、記憶に新しいところでは、平成23年の台風12号により、各地域では甚大な被害が発生したことにより、平成30年度に策定されております二級河川富田川水系河川整備計画に基づき整備が進められております。その計画の中でも、引き続き堤防点検を行い、必要に応じて堤防の安全確保のための強化対策をすることとなっておりますし、現在もその整備事業の中で、水害対策として、堤防のかさ上げなどを含めた護岸整備の実施に向け、取り組んでいるところでございます。

引き続き、県、町、富田川改修促進協議会及び地元の方々とも連携しながら対応してまいります。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

この富田川は、和歌山県が河川整備計画によって整備してきているところではありますが、先ほど説明のあった平成23年の台風12号の洪水被害により、床上浸水140戸、床下浸水72戸といったこともあり、事前に住民への災害の可能性の周知も必要となってきます。平成18年には、富田川は水位周知河川に指定され、県は洪水浸水想定水域の公表や防災情報を図っているところのようですが、白浜町としても、県と連携して情報の収集、発信に努めていただきたいと思います。

各自治体は住民の生命と財産を守るため、早め早めの対応が重大な災害から町民を守ることとなります。気象庁などの情報から災害対策本部が立ち上げられることと思いますが、その災害対策基本法が最近一部改正されましたが、改正されたところを分かりやすく、具体的に答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

今回の災害対策基本法の一部改正によりまして、災害時に市町村長が発令します避難情報の内容などが変更となっております。具体的に申し上げますと、町が発令します警戒レベル4には避難勧告と避難指示が存在していましたが、違いが分かりにくいことから、危険な場所から全員避難することを強く呼びかける避難指示に一本化されたことが大きな変更点になります。

また、警戒レベル3では、避難に時間のかかる高齢者や障害のある人に対し、危険な場所からの避難を呼びかけますが、より明確にするため、「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に表現が改められ、警戒レベル5「災害発生情報」に関しましても、安全な避難ができず命が危険な状況にあることから、今回、「緊急安全確保」という具体的な表現に改められ、災害が発生もしくは切迫している状況下において発令を行うこととなります。

そのほか、今回の改正では、独り暮らしの高齢者や体の不自由な人など、支援が必要な人の避難方法を具体的に決める「個別避難計画」の策定を全ての市区町村の努力義務とする内容なども盛り込まれております。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

確かに今説明のあったように避難情報が分かりづらいことがありました。

警戒レベルは1から5まであり、特に重要なのは、警戒レベル3は「高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する」、警戒レベル4は「危険な場所から全員避難する」ということです。そして警戒レベル5は「安全な避難ができず命が危険」ということです。この点は住民には十分知ってもらうことは重要なことだと考えております。

今年の梅雨は例年より3週間も早く梅雨入りの発表があり、その後すぐに線状降水帯が近畿を通過することとなり、そこで初めてこの改正された災害対策基本法が適用されました。報道でも変更点が同時に説明されていましたが、もともと分かりにくかったので変更しても結局どうすればいいのか、となるのではないかと思います。

改正は内閣府が変更したのですが、白浜町民にはもっと分かりやすく告知するほうがい

いのではないかと思います。例えば若い方々は、スマホやパソコンなどで情報を手に入れることができますが、高齢者の方々の多くはテレビから情報を得ることと思います。そんなときに役に立つのがデジタル防災無線と各地域に設置されている防災放送だと思うのです。それらから対象地域、対象者への「高齢者の方は直ちに避難してください」とか「危険が迫っていますので安全なところへ避難してください」とか、放送で直接的に指示したほうが良いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難情報は、町が気象情報や河川水位、降雨状況などを総合的に判断した上で速やかに発令する必要がありますので、こうした情報を一斉に地域住民の方々に伝達するための有効な手段の1つに、町内全域に整備しています防災行政無線がございます。

また、町から避難情報を発令する際には、単に「警戒レベル」や「避難指示」などの情報だけでなく、住民の方々が取るべき具体的な行動も併せて周知することとしております。

例えば警戒レベル4の「避難指示」を発令した場合、河川の氾濫など、今後予想される災害状況に加えまして、直ちに避難を開始することや、開設している避難所名などの情報提供を行います。また、警戒レベル5の「緊急安全確保」では、直ちに身の安全を確保するための呼びかけをするなど、少しでも早く地域住民の方が避難行動を促すことができるよう努めるものとしております。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

例えば白浜町が警戒レベル3を発令したとき、住民は避難準備に入り、高齢者は速やかに避難開始となります。このとき、避難する場所への移動の際に、どこで土砂崩れ、倒木で道路が通行できない、また冠水しているなどの可能性も出てきます。その状況を周辺の住民から災害対策本部などへ連絡があっても、その信憑性を確認しなければ、町としてホームページや災害情報を流してくれるコミュニティFMビーチステーションでは放送できないと聞きました。

それならそれぞれの地域に詳しく、警報などが発令されたときに召集される消防団の情報を活用されてはいかがでしょうか。消防団は各地域を巡回して災害の状況をつぶさに知ることができ、その情報は何より各分団の分団長からの連絡であれば信用できるものです。消防長、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

ただいま、堅田議員から消防団の活動についてご質問をいただきました。

堅田議員が言われるとおり、災害時における住民の方々の避難所への安全な避難路の確保は非常に重要な課題であると言えます。また同時に、災害時の混乱している中で、町災害対策本部への情報提供の精査も重要であると考えています。

現在、消防といたしましては、災害が発生しそうな段階で消防団団長と協議をして、必要があれば、消防本部内に団本部を設置、また、日置川地域については、日置川事務所に支団長が参集して災害対応しているところです。その中で土砂災害や倒木、冠水などで道路が通行できない情報が入った場合には、まず町の関係する課や県へ連絡を入れて対応可能か確認いたします。それと同時に、署員を現場に出動させて確認しているところでございます。また、三舞地区や川添地区など現場に行くまで時間がかかる、あるいは通行できない等など、現場まで行けない事案が発生した場合には、地元分団に団長または支団長から指示を出していただき、現場の確認対応をしているところです。その上で、確定した情報を町対策本部から情報を発信する機関への情報提供については可能かと考えております。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

なぜこのことを言うのかというと、その災害や避難情報はテレビやデジタル無線などで一方から発信されるもので、住民が今現在の状況を知るためにアクセスして知ることも必要だと思っております。そんな寄せられた情報を基に災害対策本部で協議して、白浜町のホームページやFMビーチステーション、また、しらはま安全・安心メールなどで案内すると、避難自体も安全なものになると思いたすがいかがですか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

異常気象時における河川の氾濫や道路冠水などの災害情報に関しましては、主に消防本部や消防団、警察、施設管理者などの警戒巡視により収集され、災害対策本部において、気象情報などとともに町からの避難情報発令のための判断材料となります。

災害時に何よりも必要なものは正確な情報ですので、地域住民の方から寄せられる情報に関しましても、その内容が正確なものであるかを、地元消防団や施設管理者などが現地へ赴き確認することが必要であると考えております。

各地域で発生している災害をいち早くリアルタイムで発信することは、地域住民の方にとっては身近な安心安全な情報ともなりますので、道路の冠水状況など、現地確認できた情報につきましてはFMビーチステーションなどを活用し、速やかに発信できるよう取り組んでまいります。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

災害の内容によっては、一刻一秒を争うこともあると思います。情報の信頼性も大事ですが、未確認な情報であっても、緊急時にはあらかじめ「未確認情報ですが」と前置きを言うてからでもいいので発信することも考えておいてほしいと思います。

富田川洪水ハザードマップと同時に配布された「土砂災害ハザードマップ」なんですが、私は堅田地区なので堅田地区の土砂災害が発生の可能性があるところが区域や斜線で表記されています。これを見ると、道路沿いの多くが土砂災害警戒区域となっています。その区域

には多くの住宅もあり、住民が生活をしています。この地域で土砂災害が迫っているとき、土砂災害警戒区域に住んでいる方は警戒レベル3になると高齢者や障害のある方は避難することとなるのですが、それが堅田地区では西富田小学校の体育館となっています。果たして避難所が西富田小学校体育館だけで十分なのでしょうか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

堅田地域における町が開設する避難所は西富田小学校体育館となっておりますので、多くの方が体育館へ避難することが考えられますが、接近する台風などの規模によりましては、各町内会へも協議をさせていただきまして、他の安全な公共施設へ避難していただく必要性も出てくるものと思っております。

また、気象情報に注視していただき、事前に安全な遠方の親類や知人宅へ避難していただくことも、安全な避難行動の1つと考えられますので、広報等を通じまして、より周知を図ってまいりたいと思っております。

○議 長

13番 堅田君

○13番

今、課長から答弁のあった安全な遠方の親類や知人宅へ避難ということは非常に重要なことだと思います。高齢の方や障害の方には日頃から多くの社会とつながっていることは重要なことだと思うので、その辺の周知はしていったほしいと思います。

ハザードマップでは、富田川の洪水が心配なときには最寄りの一時避難所へ避難をするように書かれておりますが、この一時避難所があるところは高台であったり裏山であったりしますが、長時間の雨で一時避難所も地盤が緩み、土砂災害ハザードマップにて示されている、崖崩れ、土石流、地滑りが心配されることはないでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

洪水ハザードマップに示しております一時避難所に関しましては、地元町内会様とも協議させていただいた上で、原則、土砂災害警戒区域、また特別警戒区域を外して選定しております。

ただ、異常気象などで豪雨が長時間続くことになれば、場所によっては地盤の緩みなどが懸念される場合もあるかと思っておりますので、早い段階で町が開設する避難所やより安全な親類や知人宅などへの避難をお願いしたいと思っております。

○議 長

13番 堅田君

○13番

あと、大雨で心配されるのがため池の決壊なんですけど、堅田地区には、大池、中池、はね池と3つの池があります。今年に入って大池の改修が完成しましたが、富田川が洪水の危険性が出たときに、この大池は雨の流入、排出のコントロールはできるのでしょうか。という

のも、以前大量に下流へ流れ、その流れが白浜駅地下を通っているため、ホームの線路が冠水するということがありました。またその下流域は安久川となり、堅田地区や才野地区の洪水が心配だという声が寄せられております。

富田川洪水ハザードマップ同様に、安久川ハザードマップの作成も要望しますが、併せて答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

大池に関しましては、県営事業によりまして、昨年度、堤体と付帯施設である放流水路の改修を終え、一体的な強化が図られました。今回改修されました堤体の構造は、大雨時における越水などによる被害を防ぐため、高い放流能力を有する余水吐を設置し、洪水時の安全性を高めていると聞いております。

富田川洪水ハザードマップの作成に関しましては、平成27年5月の水防法改正に伴いまして、県が管理する洪水予報河川と水位周知河川の20河川で洪水浸水想定区域図の策定が行われ、今回、町で避難所などを示した洪水ハザードマップの作成を行なったものでございます。

県からは策定を行った20河川以外の管理河川につきましても、令和3年度より洪水浸水想定区域図の策定を随時行っていく予定であると伺っております。安久川につきましても、少し時間を要すると思いますが、区域図が策定されれば、町においても洪水ハザードマップを作成してまいりたいと考えております。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

今、答弁にあったように、安久川においても洪水浸水想定区域図が策定されれば、安久川ハザードマップを作成してくれるとの答弁をいただきましたので、早急に作成してもらえよう期待しておきます。

今回私の質問は自然災害についてでしたが、災害防災は多岐に及びます。白浜町が作成している白浜町地域防災計画では、その多くは建設課が担当のようですが、農林水産課、観光課、教育委員会、消防本部、住民保健課、民生課など、あらゆる課に及びます。それらをまとめて対応されるのが地域防災課となると思いますが、様々な災害を想定して各課との情報の共有と連携なくして災害は防げません。

災害は忘れた頃にやってくるは昔の話で、今では、災害は毎年やってくるという人もいますが、まさにそのとおりだと思います。住民も日頃から地域での防災訓練に参加し、まずは自らの身を守る行動を取って、町は常に機敏に判断、行動することが求められます。

最後に、地域防災課だけでなく各課が連携し全体として災害への意識を高めることが重要だと考えますが、町長の認識をお伺いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

近年頻発する自然災害への備えは、全国的にも大きな行政課題の1つであると思っております。台風の大型化やゲリラ豪雨など、近年の気象の変化により災害の様相は大きく変わりつつあり、常に防災・減災への柔軟な対応と体制の強化が求められております。

また、こうした大規模災害時には、地域防災計画に基づいた災害対策本部を設置し、対応に当たることとなりますが、災害対策本部が迅速かつ確実に災害への対応を進めるためには、常に各課との連携を密にしながら収集した情報の共有伝達を迅速に行い、外部防災機関とも連絡や調整を図ることが重要であると考えております。

今回の地域防災課の設置は、国土強靱化や新型コロナウイルス感染症に関する業務などの集約、また、災害時における危機管理体制と防災力を強めることで、災害に強いまちづくりを目指すことを目的としております。

こうした防災に関する専門部署の充実を図ることで、庁内各課との連携を強化するだけではなく、職員一人一人の危機管理と災害に対する意識の向上へつながるものと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

町民の生命と暮らしを守るために、情報の収集、的確な判断、機敏な行動で被害を最小限になるよう求めて、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって堅田君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 33 分 再開 10 時 45 分)

○議 長

それでは再開いたします。

通告順6番、10番松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は40分です。

質問事項は、1つとして、有害鳥獣対策について、2つとして、職員の人員適正化と住民サービスについてであります。

初めに、有害鳥獣対策についての質問を許可します。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い一般質問を始めます。

有害鳥獣による農作物などへの被害防止として、町もこれまで有害鳥獣駆除等による対策を進めてこられました。現状としてなかなか被害が減っていないとのこととお話を伺っております。

そこで、当局にお伺いいたします。

平成28年度に和歌山県が調査したニホンジカの生息推定として、県内に約5万4,000

0頭のニホンジカが生息していることが分かっております。県の生息調査でも分かるように、鹿の頭数がここ数年で顕著に増加しているのではないかと考えられ、鹿の出没として今まで見られていなかった場所などでも目撃情報や農作物等への被害があるのではないかと思います。現状はどうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

松田議員から、有害鳥獣害対策についてご質問をいただきました。

有害鳥獣による被害は、生産者の営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等につながり、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を与えています。

ご質問の鹿に限らず、イノシシやサルなどの有害鳥獣の駆除を行うなど、猟友会や農業者の方々と連携し、農作物の被害軽減に取り組んでいるところであります。

農作物への被害件数や被害金額は、担当課長から答弁させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

鹿の目撃につきましては、山間部だけでなく、日中は、まれに田畑や河川敷で目撃されており、夜間は、山間部や平地のほか、日置川地域から富田地域にかけての国道沿いなどで目撃されることが多いと聞いておりますが、町へ目撃情報などが特に寄せられるというようなことはございません。

次に、鹿による農作物の被害状況ですが、平成30年度は64件161万3,000円の被害、令和元年度は48件156万円、令和2年度は53件74万2,000円と、ここ3年で申し上げますと減少しているのですが、これは農家からの報告や猟友会からの聞き取り、現地調査等によるものの積み上げでございますので、被害の全てを把握できているものではございません。実際はこれよりはるかに大きな被害が生じているものと認識してございます。

○議 長

10番 松田君

○10 番

白浜町鳥獣被害防止計画は、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特別措置法に基づき立てられ、国の補助事業を活用しながら計画的に進められていることと思います。また、有害鳥獣保護協力者、猟友会等も高齢化等により年々減少してきていることも伺っております。

これらの現状について、当局も協力者の人員の確保や育成にも取り組まれておりますが、今現在の状況はどうなっているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく、白浜町鳥獣被害防止計画では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマを対象鳥獣に定

め、計画期間3年間の中で、捕獲計画数や被害の軽減目標を定め、取組を進めております。

有害鳥獣による被害を軽減させ、白浜町鳥獣被害防止計画を達成するには、議員の質問にもありましたが、狩猟者の育成や確保が不可欠です。

猟友会の会員数は、ここ数年は70名後半での横ばい傾向にありましたが、現在は、白浜分会が33名、日置分会が38名、合計71名となっており、会員の平均年齢は62.61歳で、70代が一番多く28名なのですが、20代が3名、30代が6名、40代が6名、50代が8名と若い世代も最近増えてきてございます。

有害鳥獣駆除の対策としては、狩猟登録者を増やし、捕獲体制を整えることが重要であることは言うまでもありません。これまで行ってきた町広報による呼びかけはもちろん、農家自身による捕獲を進めることも大きな効果につながる取組であると思いますので、被害届をいただいた農家の方々や新規就農者への狩猟免許の取得を推進していきたいと考えています。

また、昨年2月には、老朽化しておりました田辺市の紀南射撃場が整備され、研修施設も整いました。この整備には当町からも負担金を支出していますが、これらの施設の効果も期待しながら、引き続き狩猟免許取得支援事業等を活用し、狩猟免許取得者の増加や猟友会の会員確保に努めるとともに、猟友会の力をお借りしながら新規免許取得者の指導、育成にも努めてまいりますので、議員にも引き続きご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

10番 松田君

○10 番

次に、鹿の出没が原因として考えられる町内幹線道路での交通事故等の発生状況についてお伺いいたします。

今年度に入ってから白浜町日置の国道42号線にて、夜間8時20分頃に、国道に鹿が飛び出し、それを避けようとしたことが原因での乗用車6台が絡む多重事故が発生しています。また、串本方面の国道でも、今年度に入ってから、鹿やイノシシが絡む事故が発生しており、それらの原因による事故のペースも落ちていないとの地元紙での報道もございます。対策として、和歌山県警串本署は注意喚起を促すため、チラシを2,000枚作り、ドライバーに配布し、すさみ、串本間の国道に設置されている道路交通情報の電光掲示板に「夕方から夜間 鹿飛び出し要注意」といった文字を表示することもされております。

このような対策を取ることで、地元周辺ドライバーは危険性を認識し、運転をされると思いますが、対策を講じていなければ、鹿等の飛び出しによる大事故に巻き込まれるリスクがより一層高くなり、現にそのような事故が発生しております。

町内在住の私の知人も、市江の三ツ石トンネル市江側入り口付近で、車で走行中に鹿がガードレールを乗り越え道路に飛び出してきてぶつけられ、車のドアが大きくへこむなどの、あわや大事故につながるほどの事故に巻き込まれており、また、日置、椿、富田間の国道沿いでの目撃情報として、今までいなかった場所での鹿の出没情報も聞かれています。

当局においても、白浜町内での幹線道路等にて、そのような事故や目撃情報を把握されているのか当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま、白浜町内の幹線道路等における鹿等の飛び出しによる事故及び目撃状況の把握についてのご質問をいただきました。

白浜町内の幹線道路には国道42号、県道、町道などがございます。この中で、鹿等の飛び出し関連による事故につきまして、令和2年度中に白浜警察署に届出のあった件数は9件と伺ってございます。ドライバーの方々から警察への届出が行われていないケースも推測されますので、正確な全体数の把握は困難であり、また、道路沿線における鹿等の目撃情報につきましても、住民やドライバーの方々からの情報提供が非常に少なく、把握できていないのが実情でございます。

○議長

10番 松田君

○10番

そこで提案ですが、誰もが分かるように、国道等の幹線道路沿いに、鹿等の飛び出しによる注意喚起の看板設置があればと考えております。もちろんそれだけでは根本的な問題解決には至りませんが、注意喚起の看板設置があれば、地元以外のドライバーなど、誰もがこの区間に鹿等の飛び出しの可能性があることを認識することができ、交通事故防止としてのある程度の抑止力が働くのではないかと考えます。

また、日置、富田区間は夜間とても暗く、急に鹿等が飛び出してくると大きな事故につながることも心配されます。鹿等の活動する時間帯として、夕方から夜間、深夜での目撃情報が多いので、特に目撃が多発するところは暗い場所だけでも街灯があればと思っています。さらに鹿等の飛び出しによる注意喚起として、鹿等の行動が活発な時期だけでも、広報紙などで広く町民の皆様には知らせることもすべきだと考えます。

この鹿等の飛び出しによる注意喚起の対策については、いかがでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

議員ご指摘の富田地区から日置地区にかけての区間は、国道42号となりますので、街灯及び動物飛び出しの警戒標識等の設置につきましては、道路管理者である紀南河川国道事務所、また、県道関係もございますので、各所管とも連携し、ドライバーへの注意喚起を含め有効な対策を検討していただくよう要望してまいります。

○議長

10番 松田君

○10番

これらを実現するには、今、課長のほうからお話がありましたが、国や県との協議なども必要となってくると思います。町でも、町内幹線道路等での鹿等に起因した交通事故の状況や事故原因の究明、また、獣の生息状況等調査及び対策を進めていただきたいと思います。ですが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

まず建設課からは、町内幹線道路での鹿等に起因した交通事故の状況や事故原因の究明についてということで、警察への届出があったものに対してはある程度の状況や原因の把握はできるんですけども、それ以外の事故状況の把握はたいへん困難でございます。

まずはドライバーの方々に対しまして、獣の飛び出しとかによる事故に注意していただくよう、周知方法から検討させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私のほうからは、獣の生息状況調査及び対策について答弁させていただきます。

議員の質問にもありましたように、和歌山県では鹿の県内生息数を約5万4,000頭と推定していますが、あくまでもこれは推定値であることや、イノシシやサル、その他有害鳥獣については多産であること、また、群れで行動するため生息状況に関する調査が困難として生息状況を調査するに至っていないようですので、当町としましても同じことが言えるのではないかというふうに思っています。

また、繰り返しになりますが、町としても、鹿に限らず、イノシシやサルなどの有害鳥獣の駆除対策を今後も引き続き、猟友会や農業者の方々々と連携し、農作物の被害軽減に取り組んでまいります。

以上です。

○議 長

10番 松田君

○10 番

紀勢道が開通してから、国道42号線の交通量も減少したことが原因で、鹿等の行動範囲が広くなり、今まで見られていなかった場所等への出没も増加していることが推測されます。鹿の繁殖時期は10月から12月と言われておりますが、この時期は特に鹿の行動範囲も広くなり、道路を横断するようなことも多くなると考えられます。

また、最近お聞きした話として、富田中学校の裏のほうにも鹿やイノシシが出没していたとの目撃情報がございます。このまま駆除が進まない現状が続くようであれば、思わぬところで鹿等の飛び出しによる事故が発生することも、今後とも心配されます。

今回の質問は、鳥獣被害防止特別措置法の概要の目的に基づく、鳥獣被害としての人身事故や交通事故の発生についての課題を提起させていただきました。大型獣の被害の軽減として、現状が少しでも改善できるように、より一層の対策をしていただくことを提言させていただき、この項についての質問を終わります。

○議 長

それでは次に進みます。

職員の人員適正化と住民サービスについての質問を許可します。

○議 長

10番 松田君

○10 番

早速ですが当局にお伺いいたします。

令和3年4月現在、白浜町の職員数は309人となっており、町の定員適正化の数値目標を達成されているとのことですが、果たしてこれは適正な職員数なのでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま、松田議員より、職員の人員適正化についてご質問いただきました。

白浜町定員適正化計画については、令和3年3月に第4次定員適正化計画を策定し、本計画では、第3次計画で目標に定めた336人を基本とし、フルタイム会計年度任用職員へ移行した職員を除き、令和8年度当初における職員数を320人とすることを目標としています。

現在の職員数は、正職員が309人、再任用短時間勤務職員が1人、フルタイム会計年度任用職員数が13人で、合計すると323人となります。第3次定員適正化計画までは、フルタイム会計年度任用職員数を含んでいましたが、第4次定員適正化計画からはフルタイム会計年度任用職員は含んでいないという状況です。

したがって、令和4年度に目標としている職員数は、正職員321人を予定しており、令和3年4月1日現在での職員数より12人増としているところです。白浜町としても現在の職員数が適正であるとは言い難い状況であることから、今年度予定している職員採用計画では、住民サービスの低下につながらないように、また、職員一人一人の職務負担増とならないように、職員の増員を考えています。

以上です。

○議 長

10番 松田君

○10 番

町が公表されております、白浜町の給与、定員管理等についての職員の時間外勤務手当の支給実績を見ますと、平成28年度決算では5,765万3,000円、平成29年度では5,764万1,000円、平成30年度では6,333万2,000円、令和元年度では7,154万円と、年々増加しており、職員1人当たりの平均支給年額もこれに伴って増えております。

やはりこれは、人口減少、少子高齢化、また、厳しい地方財政などの状況下において、住民に身近な行政主体として自治体の役割が多様化し、増大している中であって、職員減少に伴う職員1人当たりの業務のウエートが増えており、時間外勤務をせざるを得ない状況になっているのではないのでしょうか。

恒常的な時間外の勤務は心身の疲労、消耗をきたし、健康被害を生じる可能性もあり、それによって休職する事態も起きかねず、場合によっては退職という結果にもつながりかねません。そうなりますと、現有の職員で仕事をこなしていかなければならず、さらに業務のウ

エートが増える悪循環が起きてしまいます。

今の白浜町役場の現状ではどうでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長  
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

職員の時間外勤務についてご質問いただきました。

職員の時間外勤務については、各所属長において、勤務状況の的確な把握に努め、職員の勤務時間を適切に管理しているところではありますが、時節的に業務が集中する場合等については、時間外勤務をせざるを得ない状況は、現実として存在しているところです。特に昨今は、新型コロナウイルス感染症に係る業務が増大している中、1人当たりの業務のウエートが増えている現状です。

議員ご指摘のとおり、恒常的な時間外勤務は心身の疲労、健康被害を生じる可能性もあることから、長時間勤務者に対する産業医による面接相談事業やストレスチェックを実施し、早期のストレス発見と、ストレスの緩和を専門機関と協力しながら実施しています。

また、超過勤務が日常的なものとならないよう、毎月隔週で、水曜日なんですけれども、ノー残業デーを実施するなど、時間外勤務の抑制に努めているところです。

以上です。

○議 長  
10番 松田君

○10 番

私は、今の職員数では、多様化する住民ニーズに答えられないばかりか、基本的行政サービスの質の低下を招き、町民生活に影響が出てくるのではないかと懸念しております。既に内部努力による人員削減は限界となっており、今以上の人員削減は行うべきではなく、むしろ人員が不足しているように考えます。

例えば、年度の途中であっても職員を採用するなどの対策、また、退職者の不補充が決してないよう、基本的行政サービスの質の向上のためにも職員の人員適正化をお願いしたいと考えますが、当局のお考えについて答弁を求めます。

○議 長  
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

職員の人員適正化について、ご質問いただきました。

ここ数年の予期せぬ退職者により、職員数が大幅に減少している現状ですが、今後については、将来的に持続可能で安定した行政サービスを維持するため、中長期的な視点に立った計画的な人員を確保することに努めます。

また、職員の定員の適正管理を効果的に推進するために、組織全体における年齢構成の平準化を図り、事務職や専門職といった各部門における事務事業に的確に対応できる職員採用を継続的に実施したいと考えております。

本計画は、国の行財政改革、社会保障制度の改革等による社会情勢の変化、または当町における新たな施策や財政状況との整合性など、職員数に影響する要因が生じた場合には、計

画期間中であっても、適宜、本計画の見直しを行うものとし、また、現在検討がなされている定年延長の導入に伴う制度改正が行われた場合は、新規採用職員の極度の採用抑制とならないよう、国・県並びに周辺自治体の動向も注視しながら今後検討を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

10番 松田君

○10 番

次に、京都府南丹市が水道工事の入札に合わせて作成した設計書に、労務単価や資材費に関する入力漏れなどのミスが相次ぎ、4件の工事の入札をやめるに至った事例をご紹介します。

これらのミスの原因として、設計システムの操作ミスなどがあり、技術職の職員不足として、技術の継承もできていなかったことも一因とされています。水道や土木などに携わる技術職は年々減少し、応募者が少ない上に内定者が民間に流れる例も多いそうです。市は対策として、経験者を採用する際の年齢上限を35歳から40歳に緩和する取組などもし、技術職のスキルアップとして、技術向上に役立つ資格を取得するための必要な経費の支援も検討課題としているそうです。

白浜町でも水道事業などで技術職不足の課題もあるとお聞きしております。これらの課題に対して、中長期的な技術職の継承を目的に、募集要件の緩和や人員確保としての臨時的な職員採用の制度を取り入れるなどの適切な対応も必要であると考えますが、町長のご見解としての答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

職員の中途採用についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、白浜町において、技術職員の不足が課題となっており、課題解決に向けて取り組んでおります。その取組の一環として、本年度の職員採用計画では、一般事務職のみならず専門職も含めて計画しており、職員全体の年齢バランスも考慮しながら、受験資格の年齢制限を緩和し、採用を考えているところでございます。

議員ご指摘の必要な経費負担や募集要項の緩和につきましても、職員を育てていく観点から大事なことでございますので対応していきたいと考えます。

また、年度途中での予期せぬ退職者の補充につきましては、早期に対応したいところではございますが、職員採用募集から試験実施までの期間に相当の日数が必要となり、臨時的な採用試験の実施が困難な状況であります。従いまして、定期的に行う採用試験において、中長期的な視点に立った計画的な人員を確保し、人員不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

10番 松田君

○10 番

最後に、繰り返しになりますが、地方分権が進み、住民ニーズも多様化する昨今、1人当たりの職員の抱える職務内容は多忙化し、職務の負担増による健康面での心配なども懸念されます。先ほどの町長のご答弁に、臨時的な職員の採用をすることは困難であるとのことでございましたが、住民サービスの質の向上、維持のためにも、実現に向けて調査研究を進めていただくことを提言し、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって松田君の質問は終わりました。

ここで、暫時休憩します。

(休憩 11 時 10 分 再開 12 時 55 分)

○議 長

再開します。

通告順7番、6番南君の一般質問を許可します。

南君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は50分です。

質問事項は、議決に関する説明責任についてであります。

それでは、議決に関する説明責任についての質問を許可します。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

早速ですが、質問を始めさせていただきます。

議会の機能とは、1つはチェック機能、2つには政策立案機能、3つ目として行政に説明を問う、主としてこの3つのことです。そして、今さら言うまでもございませんが、最終責任の議決権が議会にはございます。町長は人事権、執行権、予算提案権があるのは十分承知しております。

我々議員は、議決に当たってはいろいろなことをチェックし、行政にきちんとした説明を求めて採決に臨んでいます。説明責任と情報公開は当たり前です。説明責任も、ただ説明をすればいいというのではなく、きちんと説明をしないと責任を問われます。

平成30年2月21日、白農水第260号の文書ですけれども、以前私はこのことに触れたことがあるんですけども、町長より議長へ文書が来ておりました。「議会議決とは多数決の原理に従った議会の意思ということになるはず。議員は議決の宣言があったときから成立した議決に従わなければならない、議員を拘束するものと思われる。議決の意義を改めてご理解いただきたい」と、議決の重要性を訴えております。

私は議決された予算を執行するとか、執行された予算を戻せとは言っておりません。声を上げないと何も変わりません。議決されたことに納得できない部分を発言したら駄目なのでしょうか。表現の自由の束縛なのか、文句を言うなということなのか、議員個人の主張を制限できるのか、疑問でございます。議案が通ったら文句を言わずそれに従えと言うなら、きちんと説明し、数字もそのとおりになっているのか、疑問でございます。うその説明をして売った商品は無効であると言われております。きちんと説明もせず、隠したりしての議決は本当に有効なのでしょうか。

もし当局側の表現に間違ったところがあるとすれば、直ちに訂正すべきで、必ず訂正と同時に

謝罪をきっちりとする必要があると思います。

以上の点をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

南議員から、議決に関する説明責任についてのご質問をいただきました。

まず、質問にある町から訴えたとされる「議会議決とは多数決の原理に従った議会の意思ということになるはず、議員は議決の宣言があったときから成立した議決に従わなければならない、議員を拘束するものと思われる。議決の意義を改めてご理解いただきたい」との部分につきまして、ご説明申し上げます。

これは、平成30年当初に、新聞折り込みされたチラシ等で、湯崎漁港整備事業に関する部分がございます、そこには、フィッシャーマンズ・ワーフ白浜が、町と指定管理者が協議により施設を管理運営していくという、公の施設の指定管理制度によるものであるにも関わらず、施設を事業者に貸しているという解釈に基づき書かれていました。さらには事実と異なる部分もあり、住民の皆様を混乱させるものであると危惧せざるを得ないものでございました。ですから、議員の皆様にもいま一度、地方議会における議決の意義を改めてご確認いただきたく、当時の議長に対し、「白浜町議会議員及びその後援会の新聞折り込みについて」という文書を提出させていただいたものでございます。

その文書には、「議員個人の見解はそれぞれお持ちでしょうが、議決とはその案件に対する議員個々の賛成、反対の集約であり、賛否に分かれている場合には多数決の原理に従った議会の意思ということになるはずです。そこで決定された議会の意思は、もはや議員個々の意思からは独立した議会全体の統一した意思となり、たとえ議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その構成員である以上、議決の宣告があつたときから成立した議決に従わなければならない、そういう意味では議員を拘束するものであると認識しています」と記させていただきました。

ご質問では、表現の自由の束縛とか、議員個人の主張を制限できるのかということにも触れられてございますが、法的にそのような縛りがあるということではなく、あくまでも一般的なルールとして認識されていることに従って議員活動を行うということを再確認いただくようお願いしたものでございますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。

次に、議員からのきちんとした説明、また間違いに対する訂正と謝罪への指摘につきましては、全くそのとおりだと思います。このことは、議決事項であるということにかかわらず、行政全般を運営していく中での基本的なことであると思っておりますが、これまでも十分に行えていないと言われても仕方ない部分はあつたかと反省をしております。

○議 長

6番 南君

○6 番

今日は、1つとして、フィッシャーマンズ・ワーフ白浜、2つ目、中地区の土地の払下げ、3つ目、湯崎保育園新築移転の件、4つ目として東白浜のいな池整備事業の、この4点について、議決に関する説明責任、そして議決後の検証を兼ねた質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、フィッシャーメンズ・ワーフ白浜に関する説明責任について、お伺いいたします。

この点については、毎回の町議会選挙や町長選挙で争点の1つになっております。それだけ疑問点が多いのだと思っております。耳にタコができるぐらい同じ言葉が出てくるかもわかりませんが、説明責任を聞くということで、ご容赦願いたいと思います。

今まで議決されませんでした。浮棧橋や広場の駐車場関係で予算修正案が出されたこともございました。また、議案が可決されてもきちんと説明責任がされていないこともありました。幾つかの事例を挙げてみたいと思います。

平成25年6月13日、漁協より、町に提出されたフィッシャーメンズ・ワーフ白浜の施設計画です。「全て漁協直営で総責任者は組合長、各部門の責任者は漁協職員、雇用条件も漁協に準ずる」とあります。

そして同じく7月25日の漁協と株式会社フィッシャーメンズの協定書です。業務協定では「施設における一切の営業や事務を株式会社フィッシャーメンズに任す。損益、損失の全ては株式会社に、経費も全て株式会社に」また「株式会社は業務の管理に係る責任者を設置する」とあります。

前回というんですか、以前にこういうことも質問してまいりました。「この点について、漁協から町に出された計画書と、漁協と株式会社フィッシャーメンズの協定文書は全く相反するが、町もこの文書を知っていた。なのに何の指導もしていない」そういうこともございました。協定書は、当時の指定管理者である漁協と業務を担当する株式会社との間で指定管理者として取決めをした組織内の文書、漁協内の話で町が関知すべきでないとして、「株式会社との協定とか契約は町と株式会社とは何ら結んでおりませんが、町が不利益を受けたわけではなく、4年前のことなので、精査する必要がなし」と、当時このような返事もございました。

当時「4年前のことで協定書を精査しないのは都合が悪いからではないか」の質問に対して、町は「指定管理の運営上、もめなければ問題ない。そこまでの中身の違いはない」と答えております。また「漁協が指定管理者の施設運営の協定に違反しているかの答弁はできない。指定管理が全部委託というのは禁止で、協定の中で明確にうたわれている」とあります。

また、町の答弁として「漁協から25年7月13日、理事会において、フィッシャーメンズ・ワーフ白浜に関することは株式会社フィッシャーメンズに一任する旨が承認されているので、理事会に諮れなかったと聞いています」という返事でございました。

漁協と株式会社が一体であるなら、漁協も責任を持ち、理事会に諮るのが普通ではないかと思っております。

当時の町長の答弁ですけれども、「私はこれまで議員から何度もご質問やご意見をいただきまいりましたのは、指定管理者制度に対する町の認識と議員の認識の違いによるところが大きいと思っております。指定管理者制度とは、公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることとして、そういうことを目的とするものです」という答弁をなさっています。

また、続いて別のことでございますけれども、建設から指定管理者は公募せず、和歌山南漁協にしたいと当初から言っておりました。そして、6部門、6部門というのは和食、洋食、魚の小売

りの市場、喫茶、ダイビング等、そして自主事業であるバーベキューのことなんですけども、「全て漁協直営で、また貸しやテナント的な貸出しは全くしていない。全て直営である」と述べられています。「設備、什器、備品等を含む建物、施設は十分採算に乗る」、また、「償還も広場駐車場収益も年間2,000万円以上予想されるので、これで大丈夫」、こういう返事もございました。説明もございました。「施設の決算書は、漁協のもので、決算書も漁協の理事会の承認を得てから町に提出されている」、そういう返事もございました。「初期投資費用二千数百万円も漁協負担で、株式会社フィッシャーマンではない。この投資を町が肩代わりすれば、漁協の経営が楽になる」、そういうふうにも答えられています。そして「この施設の決算を公表すれば、経営に支障が出てくる」とのことだったんですけども、これは漁協のことなのか株式会社のことなのかと聞いたら、漁協経営に支障が出るということに対する答えでした。

以上の何点かございますが、本当に、いろんな点で説明責任が果たされているのか、お答えを願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

南議員から、湯崎地区漁業振興施設フィッシャーマンズ・ワーフ白浜についてご質問をいただきました。

まずフィッシャーマンズ・ワーフ白浜は、町の長年の課題でありました湯崎漁港整備事業の1つとして、平成25年7月より営業を始め、現在に至っているところであります。その目的は、安全で快適な漁業地域づくりを進めるとともに都市との交流の促進を図り、漁業の振興と白浜温泉の活性化につなげることにあります。

この事業に関しましては、議員からこのような一般質問の場をはじめとして、様々なご意見や疑問点の確認をいただいております。その中では、確かに町の当初の説明や見込みと結果が異なったことも数多くあったことは間違いございません。議員からは、先ほども間違いがあれば直ちに訂正し、同時に謝罪をすべきであるのご指摘をいただき、そのとおりだと私も感じております。大いに反省していることを申し上げたいところでございます。私としましても、その都度、できる限りの説明を行い、何度もおわびを申し上げてまいりました。

この後、また説明責任は、先ほどの質問の中にもございますけれども、説明責任を果たしていなければ、当然これは町としては説明責任を果たすべきでございますので、今後とも町のほうで対応させていただきたいというふうに思います。

○議 長

6番 南君

○6 番

指定管理者制度について質問をさせていただきます。

私は町の認識と私の認識の違いによるところが大きいのは、これは事実でございます。この制度が目的どおりに運用されていたら、私は同じ質問を何度もしたりはしません。町の姿勢を変えてほしいから言っているのであります。

漁協側の初期投資費用を肩代わりすれば経営が楽になると言っていたのなら、町が免除しているいろんな負担をきちんとしてほしいし、毎年何千万円かの指定管理料がなければやっていけないと、以前そういう話もしてございました。これが指定管理制度の姿なのか、民間委託の利点を生かしていないのではないかと思います。

フィッシャーマンズ・ワーフ白浜に対し、町は基本的に漁業者側に費用の負担をかけてはいけない。あるいはまた、町が維持管理に必要な費用を費やすのは無駄ではないと、こういうのが基本的なスタンスだと思いますが、この点をもう一度聞かせていただきたいと思えます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

南議員のほうから、指定管理のことにつきましてお話しをいただきました。

こちらのほうですが、確かに制度としましては、民間活力を利用して町の負担を減らすというふうなことが指定管理制度の大きな利点というふうなことでございます。ただ、その漁業組合のほうの負担を増やしてはいけないとか、そういうことではなしに、この指定管理制度というのはあくまで公、行政側と、それからその行政の施設を運営していただく指定管理者との間で協議をしながら、これをどのように運営していけばメリットがあるのかというふうなことの制度でございます。

当初、私どもも町の反省として、これまでも何回か申し上げてまいりましたのが、この協議が果たしてどこまで整っていたのか。実際の運営としまして、当初の運営の中で、毎年4,000万円の赤字が2年間ほど続くという一番最初の状況がございました。このときに、なぜそのようなマイナスが生じてくるのか。当然私どもの見込みというのも甘かったということがございますし、ただそのときに、町も予算をきちんとした本来であればやるべき予算の部分をできずに、指定管理者側に全て負担をお願いしたというふうなことで、年間4,000万円ずつの赤字が生じてきた。それを最終的には初期投資費用の負担ということで、行政側がその部分を頂く代わりに2,230万円をお支払いしたというふうなことでございました。

それで、実際確かに指定管理をして、行政が全く負担をせずに、あとは指定管理者側で負担をしていって、しかもその施設が健全に運営をしていくと、これが確かに理想な制度でございますが、指定管理の制度というのはそのようなものではございませんで、例えば年間収支の中で、必ず行政がやって、例えば1例でございますが、3,000万円の赤字というふうなことが生じる場合、民間の活力にあってそれが1,000万円の負担、赤字で済むというふうな場合、この1,000万円を通常指定管理の費用とすることで、指定管理料で行政側からお支払いをしてというような制度でございます。

今、かなりこの点につきましては、当初の部分から改善されてまいりまして、ご存じのように指定管理料を払うというふうなことも今はしてございませぬし、逆に納付金を頂きながら、毎年、去年はちょっとコロナの影響があったので少し赤字のほうが生じているわけなんですけど、ここ数年は、何とかトントンで運営してこれているというのが、今の現状でございます。

以上です。

○議 長  
6番 南君

○6 番

いつものことなんですが、町側は指定管理者の利点ばかり言っていますけども、私は逆に民間に任せている利点をもっと生かしていただかんと、何のための民間委託なのか指定管理者制度なのか、その点を疑問に思っていますので、その点よろしく願いいたします。

続いてもう1点、漁協と町の協定書と、漁協と株式会社の覚書内容が違うということは、これは先ほども言いましたように、町は当時から知っているということなんですけども、これに関して町が不利益を受けたわけではないとかそういう答えですけども、営業上の数字というんですか、そういうのは比べようがないので分かりませんが、町の答弁が何度も変わったり、これは我々が不信感を持っているんですけども、そういう不信感が残っている。我々もそうですけども、町民の皆様にも不信感を持たれるだけでも私はマイナスではないかと思うんですけども、何らかの不利益を町は受けてないと言いますが、その点はどうか。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

疑問を抱かれるという点につきましては、漁協側、それから私ども行政側が十分にこの制度自体を理解して、しかもそれを皆様方に十分説明ができなかったということに尽きると思っています。

ですから、確かに先ほど申し上げました、遑って調べる必要がないという部分あたりにつきましても、本来であればお互いの頭の中については1つの制度というのができ上がっているわけなんですけど、それをきちんとした文言として協定書の中に含まれていない。しかも、先ほど言いやった、漁協と株式会社フィッシャーマンとの文書が、私どもはこの中身を精査したわけではございませんが、本来であったら指定管理の制度にのっとった形の中の分担を決める文書であるとか、そういったものにするべきなのかなとは思っています。ですから、ただそれがやはり言葉として、全て誤解を招くようなものが多々あったというようなことで解釈をしてございますので、そういったことでは、その辺をきちんとしながら進めていかなければならないというふうに、再確認したところでございます。

○議 長  
6番 南君

○6 番

ちょっと昔に戻るんですけども、初期投資費用の2,230万円を、実質町が肩代わりしておりますけども、これは最初はというか、最初から漁協が出した費用だというふうに言っておりましたし、答弁しておりましたけども、これで議決したわけなんですけど、なぜこの当時、町と直接関係のない株式会社に直接お金を振り込んでいるのか。私はもう2,230万円の肩代わりというなら、当然漁協に入れるべきもので当たり前だと思いますけども、それが当時何の契約もない株式会社フィッシャーマンの口座に入れていると。これ自体がもう

矛盾しているんですよね。その点はどうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいまの点については、これまでも南議員と何度もお話を、質問をいただき、そのたびに答弁した中身になってまいりますが、私どもは、株式会社フィッシャーマンというのは、漁業組合の準組合員の組織でもございますから、当然漁協の中の一員というふうな解釈をしております。議員はこれはもう株式会社なので漁協では全くない、別の組織だからおかしいのと違うかというふうなことを申されるわけですけど、私どもは、漁協側の組織の中で担当しているのが株式会社フィッシャーマンという認識でございます。金銭のお支払いにつきましても、株式会社フィッシャーマンと漁協、それから町も含めて3者契約を行いまして、その中で株式会社フィッシャーマン、組織の一員である株式会社フィッシャーマンのほうにこの金額を支払うというような協定を結ばせていただいて、お支払いをしたところでございます。

○議 長

6番 南君

○6 番

結局言っているのは、漁協のものだと、中はどうかも知りませんが、漁協のものだと一旦漁協に振り込むべきものだったと思います。それを直接行っているから、直接株式会社のほうへお金を振り込んでいるからややこしくなってくると思うんです。その点、やはり今後とも気をつけていただきたいと思います。

進入路の再工事のことに关しまして、これは広場の進入路なんですけども、お聞きしたいと思います。

この進入路ができたときに、ホテルシーモア側からの県道を利用すれば大きな車は侵入するのが困難とのことで、早急に工事が必要と、当時説明を受けました。このときに、再工事の責任は誰にあるのか。町なのか、設計業者なのか、あるいは工事会社なのかの問いに、町は、検討中というんですか、調査中との話でございました。

その後、平成26年秋に再工事が始まった。このときに、議員は、いつこの予算が可決したのか、実際気づきませんでした。担当課に問い合わせたところ、この平成26年の当初予算で、湯崎漁港整備工事費の900万円が可決されておりました。それまでいろいろと漁港関連工事費は何度も出ていたので、この900万円の工事費の内訳までは、分かりませんでした。それが、900万円のうち644万円が再工事のための費用だったそうです。町がこの問題の内訳を予算審査特別委員会、当初予算に説明しなかったのが大きな原因だと思います。なぜ説明をししてくれなかったのかと担当者に聞いたんですけども、そのときにいとも簡単に、「工事費の内訳の質問もなかった」、そういう返事でございました。我々議員にとっては、そういうことは全く分かりませんでした。

そこで、再度私は誰のミスで再工事をしなければならなかったのかという、もちろんこれは完成後の質問なんですけども、町は堂々と答えています。町のミスということなんですけども、それだけでも644万円の大きな損失なのに、全く町民の皆様や議会に対し、謝罪も

職員の処分も聞いておりません。全く緊張感に欠けていたのではないかと思います。

可決したら何の責任も感じないのか、この点、答弁を願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ご質問の進入路付帯工事の費用につきましては、平成29年第1回定例会での議員の一般質問を確認したところでは、進入路の再工事をやり直した後、議員からその予算がいつ上程されたかという疑問に、「当初予算に漁港工事費900万円の工事請負費だけ書かれており、その中に644万円が入っていたと、そういう説明というんですか、それもございませんでした。進入路再工事費があったと後に説明を受けたわけですけれども」とあります。

この説明をいつ誰がしたのかの確認はできていないのですが、このとおりであるのならば、これも正しい説明ではございません。

確かに、平成26年度の当初予算で計上させていただいているのですが、その参考資料の中には「湯崎漁港防潮堤撤去、進入路改良等工事900万円」との記載があり、後日の議員の質問に対し、このことすら、きちんと説明できてございません。

さらには、南議員とは別の議員でございますが、当時の予算特別委員会の中でこの工事に関する質問もされておりますので、この予算につきましては、予算要求の段階で説明しているはずなのですが、その後の質問に対する説明がご質問のとおりであれば、当時の重要な案件でもございます。改めて町の説明に対し、おわびを申し上げます。

○議 長

6番 南君

○6 番

フィッシャーマンズ・ワーフ白浜関係の質問を終わらせていただきまして、続いて、白浜町へ払い下げられた中地区の旧国有地売却の議会議決の重みについて、質問をさせていただきます。

当時町は、不動産鑑定士の鑑定価格を求め、諸般の事情から、その6割が妥当とのことで、議会も全会一致で議決しております。当時、別の中地区の国有地も何か所か売りに出され、売れ残った最後の土地も、安かったが売れたと聞いてます。この物件は、売れ残った物件ですけれども、規模、形状、地勢などから、不動産市場通念上の売却困難物件で、周辺地域の地価相場の指標とすべき価格ではないと考えている。また、町が中地区に払い下げる旧国有地の価格は、当地域における適当な価格として算定したと答えています。

全会一致で議決したのに、なぜこの重みを考えず、当時、再議決してますので、考えを変えた責任をどう感じているか、ご答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

まず、南議員より、中地区の旧官有地払下げに係る議決に関してのご質問でございますので、答弁をさせていただきます。

中地区旧官有地の払下げにつきましては、議員ご承知のとおり、平成25年に「土地の処

分について」の議決をいただいてから、平成29年の「土地の処分についての議決の変更について」の議決をいただくまでの約5年もの間、関係者への払下げが実現できない状況にありました。

このことにつきましては、議員の皆様から慎重かつ丁寧なご意見やご指導をいただきながらも、「早く関係者に払下げをして期待に応えたい」という思いが先走り、旧官有地の払下げの協議開始時に発足されていまして地元委員会からの陳情に耳を傾けることができなかつた町行政の取組のまずさから、結果として地域に混乱を生じさせてしまいました。また、一旦議決をいただきながら、本件議決の変更を必要とする払下げ価格の変更に当たり、議員の皆様にも多分のご迷惑とご心配をおかけし、町として反省すべきところが多々あり、町行政として大きな課題となりました。

この件に関しましては、旧官有地払下げの本来の目的であった、関係者への払下げを実現し、地域の環境を整備するため、議員の皆様には価格について再三にわたるご審議をいただいた後、平成29年に変更の議決をいただいたところであります。

この変更の議決をいただいてからは、関係者への払下げ等が進み、関係者による土地の整理と並行して、旧官有地周辺の環境整備事業にも取り組んでいるところでございます。

しかしながら、一方でこの変更の議決に関連して訴訟が提起され、現在、最高裁への訴訟継続事件となっているところでございます。

南議員におかれましても、かかる事情をご推察いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長  
6番 南君

○6 番

続いて、湯崎保育園の移転、新築に関する質問でございます。

白浜町は幼保一元化の先進地であります。全町的に園児減少の中でございますが、建物の老朽化で湯崎保育園単独の移転新築を一刻も早く進めようとしています。

今回の質問は、白紙撤回された県有地であるなぎさホーム跡地への新築移転工事の件です。

議会でも少し異論がございましたが、地元町内会や保護者の皆様の熱意もあって議決されたことはご承知のとおりです。そのときの当初予算に建設工事費を計上し、入札をしたが不調に終わったり、その後、付近の方の理解も得られず、白紙撤回され、消防本署の隣に移る予定で、土地造成も進められています。

旧なぎさホーム跡地の新築移転関連事業は議決されていまして。町は我々議員に対して、常々議決の重みを考えてほしいと訴えています。議決されながら執行できなかった責任をどう考えておられるのか。

また、せっかく町から申し出て県有地を無償でお借りすることができたのに、お断りすることになり、この点も併せてどのような責任を感じているのか、ご答弁願いたいと思います。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

湯崎保育園の建設工事につきましては、令和2年度に予算議決をいただきながら、当初の

計画どおりに執行できなかつたことに関しまして、全員協議会、議員懇談会等で数回に及びご説明を申し上げてまいりましたが、議員ご指摘のとおり、予算執行できなかつたことに関しましては、改めまして深くお詫びを申し上げます。

また、このことによって、県有地を無償でお貸しいただきました県当局に対しまして、昨年末に事情をご説明申し上げ、ご理解をいただいたところではありますが、無償貸与についてご協議をいただいた担当課の皆様にもたいへんご迷惑をおかけしましたこと、たいへん申し訳なく思っているところであります。

この上は、保育園児童、保護者の皆様のご期待に応えるよう、一日も早い完成を目指して取り組むのが町の責務だと考えてございますので、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長

6 番 南君

○6 番

続きまして、いな池整備事業、東白浜の綱不知会館を含むことに関して質問をさせていただきます。

旧綱不知会館のコンサルの調査報告書です。会館は、いな池、これは海水なんですけども、いな池の水面上に建設されているため、基礎コンクリート、支柱等の塩害が深刻化し、崩壊の危険性があると心配されている。特に最下層の地中梁が異常なほど塩害に侵され、かぶりコンクリートが剥離して、内部の主筋というんですか、鉄筋が露出した状態になっており、地震によって大被害を被る危険性が高い建物と判断されるとの調査報告がされ、そのため平成17年10月より、この建物の使用が中止されております。

平成20年の3月議会で、私は、一般質問をしています。内容は、昭和41年の旧会館への建設補助金、平成9年の会館の支柱補強の補修等、1度、2度と町より補助金を出している建物に、補償費を含む、今度は新会館への建設補助金を出すのは、二重払いになるのではないかという質問をしております。その当時、町は、「平成19年9月議会で、旧会館補助金や新会館建設補助金について、我々白浜町が判断できないというか、条例もありません。今回のような場合は、旧会館建設時、町から補助金を出したとしても、既に40年以上経過しているので、残存価格を補償としてそのまま支払っている」との回答なので、その金額を支払っていると答えています。

そして、「県と調整させていただいたので問題ない。取壊し費用も県に準じている」、つまり、県に相談した上というのが、相談したというか指導を仰いだ上での補償金の支払いだと答えておられます。

県と町との話の事実確認は昔のことできていませんでしたが、この質問の後、私の知合いの県職員にこの議事録を見てもらったところ、あくまでも私見だということですが、県がこうしたことを本当に言ったのか疑問だという返事がございました。

そして、町の相談に乗った県職員に電話で確認したところ、県用地課の担当職員は「白浜町からの問合せは電話だけだったのですが、補助金を出した建物を買収できるかという電話の問合せだけでございました。この件に関しては一般論ですが、可能です」という返事でございました。「詳しく聞いていないので、現場確認もしていないので分からない」、そうい

う答えでございました。

そして「老朽化や倒壊のおそれがあり、使用を中止している建物は物件補償せず、取壊しだけで公費を負担する場合もある。あくまでもこれは現場へ行って見ていないので、老朽化で使えない場合は、もう補償せずに、残存価格があっても使えないので価値はないと思いますけども」こういう返事でございました。これは県と町が調整済みとは言えないと感じたわけでございます。

また、別の県職員も、これも個人的な意見と断った上なんですけども、「何回も町から補助金を出した会館全部を補償するというのは会計検査院の調査があれば、恐らく通るまい。そして、新館に再度新築補助金を出すのは疑問だ」と言っておりました。あくまでもこれも個人的な意見でございます。

恐らく町単独事業なので、一般論しか言えないと言われたことを、私は記憶しています。

町はこの点どのように感じておられるか、昔のことなんですけれども、検証を兼ねてお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、南議員より、いな池事業関連についてご質問いただいております。

ご質問において、当時の県職員とのやり取りというものにつきましては、議事録等もございませんので、私は存じ上げないんですけれども、当時の建設工事等に係ります補償費の算定ですとか支払い、これにつきましては、近畿地区用対連損失補償標準書に基づいて、きちんと算出されてございますので、きちんと支払いをされたというふうに私どもは認識しております。また、会館の建設に関します補助金の支出につきましても、同じく適正な処理を行ったものと、私どもは認識しております。

なお、ご質問の中で、一県職員の方というところで、会計検査院の調査が通るまいというようなお言葉をいただいているんですけれども、私どもは業務をしていく中で、会計検査があるなしということにかかわらずに適正に事業をしているつもりでございます。そのことをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 南君

○6 番

まあ検証を兼ねていますので、古い質問になってくると思うんですけれども、平成19年12月3日の決算審査特別委員会報告書が出されております。その内容は、「事業実施に伴う移転補償費の在り方について、一定の算定方法に固執するのではなく、複数の方法の中から、町民が誤解や疑義を感じたり、不信を抱くことのないような適切な方法を採用すること」とし、「的確な説明責任を持って取り組まれない」とあります。

こうした決算委員会の指摘に対して、どうお考えだったのか、答弁を願いたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

事業実施におきましては、南議員をはじめ、議員の皆様方には議会等で事業内容等を説明し、ご審議等をいただき、事業を実施してございます。また、事業内容の変更などにつきましても、その都度説明を行い、ご理解をいただいているというふうに認識してございます。

しかしながら、議員のご指摘のように、誤解や疑義を感じている方もいらっしゃると思いますので、今後そのようなことがないよう、私どもも事業に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議 長

6番 南君

○6 番

最後の質問に入ります。

集会所、避難所、投票所、公衆浴場も兼ねた新会館ということで地元の要望もあり、町も協力してこの新会館が完成しています。しかしながら、海のすぐそばなので、避難所にも適さず、また、竣工式の社団法人側の代表者の挨拶で、「ここでやっと投票できると喜んでおりました」、そういう挨拶もございました。しかし、この投票所としての基準に全く適さず、投票所としては1回も使われてございません。せっかく旧日置川町との合併の優先的な行政課題として立案され、できたと思いますが、最初から避難所、投票所が使えず、近々浴場も休業すると聞いております。4つのうち3つがなくなる可能性がございます。議会で説明された当初計画どおりにはなっていない。町としてどう検証しているのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ご質問いただきました、現在の綱不知会館が当初の計画どおりに利用されていないのご指摘につきましては、当時、新会館建設に当たりまして、地元3町内会より町に陳情が出され、その中で、選挙の投票所としての活用も検討いただいているということでございましたが、駐車スペースや投票動線の確保等の課題もあり、結果として、実現には至らなかったところであります。

しかしながら、会館は、地域住民の活動拠点として幅広く活用されているところであり、会館建設に伴う町補助金の交付に問題はないと考えているところでもありますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今回、議員よりいただいておられます様々なご指摘を重く受け止め、誤解や疑義を抱かれることのないよう、引き続き丁寧で分かりやすい説明を行い、町の事業を実施してまいる所存でございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 南君

○6 番

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

南君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13 時 48 分 再開 13 時 57 分)

○議 長

再開します。

通告順8番、3番廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は40分です。

質問時間は、情報通信技術を活用した教育についてであります。

それでは、情報通信技術を活用した教育についての質問を許可します。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、情報通信技術を活用した教育についてということで、質問させていただきます。

白浜町役場に電算室が設置され、コンピューターが稼働して、もう半世紀ぐらいになると違うかなと、このように感じております。当時は、この地方でも白浜町独自の取組でございました。ディスプレイの前に座って作業する女性職員は、鉛のエプロンをつけていました。私も、ちょっとそれを貸してよということでつけたこともあるんですが、なかなかやはり重量があつて重たい。肩がこるなというふうな重さでございました。この鉛のエプロン、画面から放出される有害物質、いわゆる電磁波であります。こうした電磁波から女性を守るためということでした。当時でありますから、それぐらい慎重に、職員も、また職場も、健康に十分注意をして取り扱う、こういうことでありました。

さて、学校でのICT、情報通信技術、これを活用した教育、この現状と課題についてお尋ねいたします。

昨年新型コロナ禍での一斉休校の中で、教育活動が困難な中、児童・生徒と教職員は様々な方法でつながりましたが、全国的には数少ない学校のICTを活用した教育に大きな注目が集まりました。ある大学の先生は、お互いに表情が見える、そういう双方向でのオンラインを評価されました。そして、当時一斉休校ですから、心のケアができた、そのように評価をして、ただ単なる一方的な遠隔授業ではないのだと、これは違うのだというふうに評価をしております。

コロナ禍がICT活用を後押ししていると思います。一昔前までは、学校へのスマホの持込みについての議論がありました。

私たちの周りでは、これまでも、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレットなどの通信速度も画面サイズも違う、こうした情報通信技術の普及で、子どもたちの生活時間の中には、こうしたスマホの使用、タブレットやユーチューブの利用など、大人社会が入り込んでいます。そうした子どもたちへの影響として、ある団体の保護者への調査では、昨年のコロナ禍の中、スマホやタブレットを買い与え、ネット依存症の傾向のある者が新たに生み出され、視力の低下などの目の異常を引き起こしている兆候が見えたと言及されています。

こうしたデジタル機器の普及で、目の不調、ドライアイ、ドライアイというのはまばたき

の減少であるとかエアコンによる目の乾燥、血流悪化などを指すらしいですが、それからスマホ老眼、手元が見えにくい、それから斜視、近くで見るから特にスマホなど小さい画面を長時間見ることによって、そうした斜視が起こる。また、機器のブルーライトによる目の疲れがあり、この光は可視光線の中でもエネルギーの強い光です。ブルーライトは見過ぎると、目の疲れだけではなくて、水晶体を通過して網膜に届き、網膜を損傷させるおそれがあると言われていています。就寝前に見ると、体内時計が狂い、睡眠の質や健康状態への影響も危惧されているとのことであります。眼精疲労が進んでいるのではありませんか。こうしたことは成人にも当てはまることですが、特に成長期の子どもたちはより深刻であります。

町でのICT機器活用について、子どもたちの心身への影響についてどうだったのか、そしてまた、こうした機器使用に対する生活指導についてはどうですか、お尋ねをいたします。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

廣畑議員より、学校でのICT機器の活用における子どもたちの心身への影響についてのご質問をいただきました。ご答弁申し上げます。

社会の情報化が進み、今後ますます子どもたちがICT機器に触れる機会が多くなることが予想されます。そのため、学校における使用だけではなく、家庭における使用も含め、ICT機器の使用による子どもたちの健康の影響に配慮する必要があります。学校では、子どもたちの健康面に配慮しながら、授業等でICT機器を活用していきたいと考えております。

文部科学省の作成した「児童・生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」等を参考に、例えば、端末の画面に光の反射を低減し、ブルーライトをカットするフィルムの貼付や、教室ではカーテンを使用したり照明を調節したりして、教室内の明るさをできるだけ均一にすることにより目の疲労を軽減するなど、ガイドブックに示された方策について検討し、取り入れてまいりたいと考えております。

次に、ICT機器の使用に対する生活指導についてのお尋ねです。

各学校で家庭での生活習慣に対する調査として、生活アンケートや生活調査を定期的に行っています。項目の中にはスマホやタブレット、パソコンの利用時間や利用内容、セキュリティーについてなどがあります。スマホやタブレットの普及により、就寝時間が遅くなるなど、生活が夜型に移行している児童・生徒がいます。そんな実態を踏まえ、生活アンケートを通して児童・生徒自身が自分の生活を振り返り、次への改善につながればと考えています。また、アンケートから明らかになった課題を保護者にも知っていただき、共に改善していただけるよう声かけをしています。

生活アンケートによる実態調査だけでなく、子どもたちのよりよい生活習慣づくりのための「生活がんばり週間」を実施している学校もあります。「テレビは1時間以内」「夜は10時までには就寝」「朝は6時30分に起床」等、それぞれが目標を設定し、達成を目指して取り組んでいます。このような短期的な取組を通して、長期的な定着につなげていけることが目的です。

今後も、生活指導については、計画的な指導と適切な機会を捉えての指導をしながら、児童の心身の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

○3 番

生活指導については、1つは家庭の問題もあろうかと思えます。

私ごとですけれども、私も孫が小学校へ行っておるんですが、家でそういう機器を使ったり遊んだりするわけなんです、親の言うことももちろんですけれども、我々の言うこともなかなか何も聞いてくれません。そういう中では、学校での生活指導が重要な役割になってくるのかなというふうに思いますし、時間が、家で今実際家庭の中で使っておる。その中でまた、ICTを利用した教育になると、学校の中でも使う。この機器がほんまに生活のどこでも使うようになる中で、やっぱりいろんな弊害が出てくるの違うかな、そういったことについても、取り組んでいただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問であります。電磁波の影響、電磁波被曝についてお尋ねします。

GIGAスクール構想では、1人1台のタブレットの使用が言われていますが、授業が増えれば無線で情報のやり取りが増えます。教室で無線LANを利用できるように、校内には有線の通信回路と電波を発生させる無線アクセスポイント、いわゆるAPというんですか、こうしたものが設置されています。この教室のAPまでが有線の回線ですが、このAPは、壁の上部や天井などに設置されて、ここから電波、いわゆる電磁波が発生する。この電磁波被曝の量は、強さ掛ける時間で決まるとのことですが、同じ利用時間でも、APに近いと被曝量が多くなるとのことです。

このような無線周波数電磁波は、国際がん研究機関（IARC）によって「発がん性の可能性があるかもしれない」に分類されているとのことでもあります。そのほかにも様々な障害が起こると研究者が報告をしています。無線LANの先行した自治体では、導入の当初から各教室でAPの電源を切れるようになっているというふうなことであります。この自治体では、電磁波過敏症の児童などに配慮して取り組んだとのことでもあります。

こうした課題についてどのように考えますか、また、どのように取り組んでいきますか。このことについて、お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

AP、アクセスポイントから発生します電磁波を受けることへの影響についてご質問をいただきました。

あらゆるものがオンラインでつながっている今日、電波は私たちの生活になくてはならないものとなってきています。その電波を安全に安心して利用するために、総務省では、過去50年にわたる国内外の研究結果に基づきまして、電波防護指針を策定されてございます。一般環境では50倍の安全率を取った電波の強さの基準値を定め、電波法による規制が行われているところでございます。

ご指摘いただきましたWi-Fiは、現在の情報通信の中核を担う技術でございまして、全世界の4分の1の家庭で広く使われていると聞き及んでございます。今も一般家庭、政府官公庁、そして学校、企業などのネットワーク、またエネルギーや交通・輸送、医療、エンターテインメントなどの業界に広がり続けているところでございます。このようなWi-Fi

i が生活のあらゆる場面に浸透してきたことで、議員ご指摘のように、無線環境やW i - F i 機器の安全性に対する不安を気にする声も出されていることは、承知しているところでございます。

そんな中、学校では、子どもの健康と安全を守り、保護することは非常に大切だと考えております。現在導入しているW i - F i 機器は、世界保健機構（WHO）や世界各国の保健機関が推奨する科学的根拠に基づいた国際ばく露基準に準拠しておりまして、子どもたちに安全に利用してもらえるように努めているところでございますが、電磁波に関しましては、今後も国の指針や基準などの動向を注視しながら、I C T機器を安全かつ適切に利用してまいりたいと考えてございます。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

電磁波というのは、冒頭でも言いましたけれども、人体にどのような影響があるかというのはそれぞれ研究をされておるといふふうに思いますし、そうした過敏症の子どもさんもおられるということでもあります。

さて、こうしたシステムによる配線とか無線が児童・生徒にとって有害だというのは、どの時点を指して言うのかはなかなか難しい。今も答弁にありましたけれども、有害かなということもありますけれども、そうした有害だといふふうなことになった場合、どのように教育の修正をしていくか、あるいは子どもたちの健康を守っていくかということについて、お尋ねをいたします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

アクセスポイントからの電波が有害だった場合の対処についてご質問をいただきました。

健康への悪影響を示唆する研究報告があることは承知してございますが、現在まで実験で再現されたものはなく、証拠として認められたものがないという報告につきましても、認識してございます。WHOでは、今日まで、組織の加熱を生じることのない低いレベルの周波被ばく露、周波数のばく露による健康への悪影響については、研究による一貫性のある証拠は示唆されていないという見解を公表されてございます。

先ほども答弁申し上げましたように、いずれにしましても、電磁波に関しましては、今後も国の指針や基準などの動向を注視しながら、I C T機器を安全かつ適切に利用しまして、議員がおっしゃるように、何か修正や改善が必要となった場合には、速やかに対応したいと思っております。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

今年度の子算の中でも、電子黒板ですか、そういったことも上げられていますけれども、まだこれからそうしたこと、電子教科書であるとかデジタル教科書であるとかいうものが普及されていくと思うんですが、やはりその反面、電磁波の障害であるとか、先ほどの目に対

する網膜疲労であるとか、目の疲労、そうしたことがどんどん進んでいく。それは学校教育だけではないと思いますし、様々なマイナスについて、検討していかなければというふうに思いますので、よろしく検討、研究を深めていってほしいと思います。

次の質問です。町独自のICT機器を活用した教育、このことについてお伺いしたいと思います。

国内パソコンの出荷台数が、2019年度資料によりますと、MM総研というところの資料ですが、1530万台出荷したということであります。そして、GIGAスクール構想で調達される端末の台数、それが日本の小中学生数が958万人分、これも2019年の文部科学省の資料ですが、ある雑誌の調べであります。食べもの通信という雑誌です。この中から見ますと、やはりかなりの数が現場での整備が不十分なまま、拙速に進められてきたGIGAスクール構想であるというふうに思います。この958万人分の小中学生の数を行き渡らそうと思ったら、かなり商機ができるというふうなこともありますし、こうしたことが先行してあるのと違うかなというふうにも思います。

そうした公教育の場を市場開放することによって、紙媒体が使われなくなっていく。また、人工知能によって社会全体が動き、AIが教育を推進する。このようなGIGAスクール構想でいいのか、このように思うわけです。

今までのよき、紙ベースに触れた直接体験の授業など、こうしたGIGAスクールの構想の中で、文部科学省が進めてくるそういう教育の中でも、今までのよき、紙ベースに触れた直接体験の授業など、町独自の教育について、どのように考えていくのか、どういうふうに進めていくのか、このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

町独自のICT教育についてのご質問をいただきました。

議員ご存じのとおり、Society 5.0時代の到来など、社会の在り方が劇的に変わろうとしてございます。学習指導要領にもありますように、一人一人の児童・生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるよう、各学校において組織的、計画的に教育課程を組み立て、必要な資質、能力を育成することが求められているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、社会全体のデジタル化、そしてオンライン化が大きく進むこととなりました。これからの学校教育について考えましても、様々な取組を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものとなってきています。また、今後より一層進んでいくものと考えるところでございます。

まず、子どもの学びでは、ICTを活用するなどした個別最適な学びと協働的な学びが一体的に充実していくことが重要だと考えてございます。ICTの活用は、児童・生徒の資質能力を育むための手段であって目的ではございません。教育の効果と、デジタルよりもアナログ、今までの紙ベースでの取組を選択する場面もたくさん出てこようかと思っております。個別最適な学びが孤立した学びとならないように、児童・生徒同士や地域の方々、また

先人の教え等から学びを考えることも必要なものと思っております。

白浜町では、自分たちの町を知り、認識を深めるために、町探検を行ったり、地域の方々と一緒に田植や稲刈りなどの体験をさせていただいたりしております。また、中学校では職場体験学習も行っておりまして、教科書では学べない、生きた学習、体験をする学習ということで、こうした体験学習というのはこれからも非常に大切なものと考えているところでございます。このような時代だからこそ、リアルな体験、活動を通して学び、協働することに価値があると考えているところでございます。

また、計算ドリルや漢字スキルなど、デジタル化が進んでも紙ベースでの学び文化が全てなくなるわけではございません。各教科のノート指導等、これからも鉛筆を用いた文化は残っていくものと考えてございます。

急激に変化する時代の中で、答えのない問いにどう立ち向かっていくか、これが問われてございます。目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、お互いが納得する答えを見だししていくということなど、育成を目指す資質、能力を明確にしていく必要があるものと、このように考えてございます。

○議 長  
3番 廣畑君

○3 番  
ICTの教育について対応の進んでいる国については、もちろん日本もそうなんでしょうけれども、もう一步進んでおる、ガイドラインを作成してICT学習の学年に応じた利用の時間を、週ごと、日ごとに授業の割合を決めているということでもあります。

それから100パーセント電子教科書ではなしに、先ほどの答弁にもありましたけれども、児童・生徒の立場に立った姿勢で、情報機器を利用したICTを利用した活動をしていったらなど。そのためには、弊害をよく研究していただくことが大事だと思います。児童の心身の健康を害したらあかんと、このようなことが大前提にあると思います。徹底的に研究して取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議 長  
番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）  
廣畑議員より、児童・生徒の立場に立ったICTの活用についてのご意見をいただきました。

文部科学省が発表してございます、授業でICT機器を使う際に児童・生徒の健康にどのように配慮すべきなのか、改善方策などをまとめた「児童・生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」などを参考に、児童・生徒の健康に留意して、ICT機器を活用し、ICT活用のよさと、体験、活動を通して育む協働的な学びとの両論を大切に、これまでのよさをしっかりと受け継いでいただいて、一人一人の子どもを中心に考え、これからも教育活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長  
3番 廣畑君

○3 番

イスラエルという国では、何年生はどれだけ、何年生は何分と、ほんまにきっちり決めて教育をしている、利用しておるといふことでもあります。ぜひそういうふうなことをして、微に入り細に入り頑張っていたきたいと思うんですが、ツールというんですか、ICTの道具に使われないようにしてほしいなというふうに思います。

最後に、これは脳の研究をしている研究者の話ですが、スマホやタブレットで情報を検索しても、検索するのは機器ですね、機械なので、脳は働かない。それで一方、読書をする、脳の神経線維は太くなる。文字を書く、これも同様である。スマホやタブレットでは漢字の変換も機械が考えてくれるので、脳は働かない。紙にペンで書くと、脳は働きます。頭の中で情報を整理しないと脳は働かない。長時間のスマホ、タブレットの利用は、自分で考えて判断する力を失うことにつながっていくというふうなことでもあります。

こういったことを我々もいろいろ思うわけですが、最後に、教育長に、重ねての答弁、こうしたICT機器の活用について、答弁を願いたいんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

廣畑議員のおっしゃること、誠に同感できるところがたくさんございまして、ただ、今の情報機器が学校現場には入ってきたところでございます。令和6年にデジタル教科書が入ります。それまでの間も、ずっといろんなことをしながらいくと思います。健康の面でも、今まだ始まったばかりですので、それがどの程度健康に影響があるのか分からない。だから、それを取り入れながら、検証しながら進めていくことになると思うんです。

それから、あくまでも次長の答弁でもあったんですが、手段であって目的ではないですね。だから子どもによって、見ただけで覚える者もおれば、書かないと覚えられない者もいます。だから、知識をどうやって子ども一人一人に個別に考えてつけるのは、それぞれの方法があるかと思うので、当然鉛筆で書いてきちんと覚えていかなければならない作業というの、教育の中である一部の中では大事だと思いますので、そこら辺も含めて、今が過渡期ということも十分に考えて、子どもたちに力をつけていって、健康な体も考えながら取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

今後の研究、実践、十分考えていっていただきたいなというふうなことで、今の教育長の最後の答弁を信じまして、質問を終わります。

○議 長

以上で、廣畑君の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会し、次回は6月22日火曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、 14 時 33 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 6 月 18 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員